（五）動力供給部、銃その他の砲塔の電気駆動機能の間の電気的インターフェース

ハ　標的の捕捉、追跡、発射制御又は被害評価のための装置

ニ　発射体の自動追尾、誘導及び方向転換のための装置

十七　装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　装甲板であって、次のいずれかに該当するもの

（一）軍用の規格又は仕様に従って製造されたもの

（二）軍用に適したもの

ロ　金属材料、非金属材料若しくはこれらの組合せによる構造物であって、軍用装置の防弾のために特に設計したもの又はそのために特に設計した部分品（爆発反応装甲として使用し、又は軍用シェルターを製造するために特に設計したものを含む。）

ハ　ヘルメットであって、軍用の規格若しくは仕様若しくは同等の基準に従って製造したもの（通常のスチール製ヘルメットであって、附属品を取り付けておらず、かつ、取り付けることができないもの、第十四号トの（一）及び同号チに掲げるもの並びに個人護身用のものを除くものとし、爆弾処理要員のために特に設計したヘルメットにあっては、軍用に設計したものに限る。）又はそのために特に設計した部分品（ヘルメットの外殻、ストラップ及び保護パッドを含む。）

ニ　防弾衣若しくは防護服であって、軍用の規格若しくは仕様若しくは同等の基準に従って製造したもの（個人護身用のものを除く。）又はそのために特に設計した部分品

十八　軍事訓練若しくは軍事作戦シミュレーションのために設計した装置（次のイからヨに掲げるものを含む。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であって、軍用に設計したものを含む。）

イ　軍用の攻撃訓練装置

ロ　航空用操縦訓練装置（計器飛行訓練装置を含む。）

ハ　レーダー標的訓練装置

ニ　レーダー標的発生装置

ホ　射撃訓練装置

ヘ　対潜戦闘訓練装置

ト　航空用地上訓練装置（航空機の操縦士及び宇宙飛行士の訓練用遠心機を含む。）

チ　レーダー訓練装置

リ　航法訓練装置

ヌ　ミサイル発射訓練装置

ル　標的装置

ヲ　有翼無線操縦航空機

ワ　訓練用有翼無人航空機

カ　携帯式訓練装置

ヨ　地上軍事作戦用の訓練装置

十九　銃砲等であって、第一号イ若しくはニに掲げるものの使用の訓練のために特に設計したシミュレーター（狩猟用又はスポーツ用の銃砲の訓練のために特に設計したものを除く。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であって、軍用に設計したものを含む。）

二十　画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であって、次のイからリまでのいずれかに該当するもの（第一世代のイメージ増強管及び第一世代のイメージ増強管を組み込むよう設計したものを除き、ヌに該当するもの以外のものについては、軍用に設計したものに限